

学校法人ノースアジア大学役員の報酬等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ノースアジア大学（以下「法人」という。）の役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である理事長、副理事長及び常務理事をいう。
- (3) 職員理事とは、法人において職員として勤務する、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、役員等退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学校法人ノースアジア大学給与規程及び学校法人ノースアジア大学退職金規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に支給する報酬等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員を兼ねない常勤理事には、役員の報酬等を支給する。報酬月額は、別表第1に掲げる額とする。
- (2) 職員を兼ねる常勤理事及び職員理事には、学校法人ノースアジア大学給与規程を適用し、役員の報酬（役員等退職慰労金を含まない。）は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、役員等退職慰労金を支給し、その他の報酬等は原則として支給しない。
- (4) 役員等退職慰労金については別に定める。

(報酬額の算定方法)

第4条 職員を兼ねない常勤理事に就任した場合は、就任の日を起算日として当該常勤理事の役職の報酬を支給する。退任した場合又は解任された場合は、当該日の前日までの報酬を支給する。

2 月の途中における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与)

第5条 職員を兼ねない常勤理事の賞与の額は、報酬月額を基準として、別表第2に定める率により算定した額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
 - (3) 役員等退職慰労金 退任の日から1か月以内
- 2 前項の支給日が休日又は土曜日にあたるときには、順次これを繰り上げて支給日とする。
 - 3 報酬等は、本人の指定した金融機関等の本人名義の口座へ振り込む。ただし、本人の要請若しくは、承諾あるときは、直接本人に現金で支払うことができる。
 - 4 前項の支払いにあたっては、法令で定められた掛金等については、これを控除する。

(旅費等)

第7条 役員が職務執行のために出張した場合は、学校法人ノースアジア大学役員等旅費規程により当該役員に対して旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 役員の給与等支給要綱(昭和62年8月28日制定)及び学校法人ノースアジア大学非常勤理事に対する報酬支給要綱(平成9年9月17日制定)は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

職名	報酬月額
理事長	1,600,000 円
副理事長	900,000 円
常務理事	600,000 円

別表第2（第5条関係）

支給期	区分	支給率
	6月賞与	1.50
	12月賞与	1.70
	支給額	報酬月額に加算額を加え、上記の支給割合を乗じて得た額とする。 加算額……報酬月額の $\frac{25}{100}$

学校法人ノースアジア大学役員等退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ノースアジア大学寄附行為に定める役員及び評議員（以下「役員等」という。）が退任した場合に支給する役員等退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 前条の役員等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 寄附行為第5条に掲げる理事及び監事
- (2) 寄附行為第14条に掲げる評議員（寄附行為第14条第1項第1号から第4号までの評議員を除く。）

(慰労金の額)

第3条 役員等退職慰労金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事・監事 在任年数1年につき20,000円
 - (2) 評議員 在任年数1年につき10,000円
- 2 本法人に特に功労があったと認められるときは、理事会の議を経て相当額を前項の額に加算することができる。

(在任年数の計算)

第4条 在任年数は就任の月から起算するものとし、その全月数を12で除したものを在任年数とする。この場合、残月数が6か月以上のときは1年とし、6か月未満のときはこれを切り捨てる。

(再任等の場合の取り扱い)

第5条 役員等が任期満了の日以後引き続いて再び同一の役員等に就任したときは、引き続き在任したものとして在任年数に通算する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する在任年数の計算は、この規程の施行前の在任期間を含めるものとする。
- 3 学校法人ノースアジア大学役員等の退職慰労金支給要綱（昭和60年9月6日制定）は、廃止する。

学校法人ノースアジア大学役員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ノースアジア大学の役員及び評議員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは寄附行為第5条に定める理事及び監事とする。

(役員の旅費)

第3条 役員の旅費は、学校法人ノースアジア大学旅費規程又は学校法人ノースアジア大学海外出張旅費規程に定める学長の額を上限として、乗車券、航空券等の現物又は実費相当額を支給する。ただし、本学の職員である理事は、同規程の当該職の額を上限とする。

(評議員の旅費)

第4条 寄附行為第14条の評議員の旅費は、学校法人ノースアジア大学旅費規程又は学校法人ノースアジア大学海外出張旅費規程に定める課長の額を上限として、乗車券、航空券等の現物又は実費相当額を支給する。ただし、本学の職員である評議員は、同規程の当該職の額を上限とする。

(参会旅費)

第5条 前2条に規定する場合のほか、非常勤の役員又は本学の職員以外の評議員が、本学の会議等に出席する場合は、別表に掲げる日当を支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 役員の旅費の取扱いについて（平成19年4月18日制定）は、廃止する。

(※附則は最新附則のみ掲載)

別表（第5条関係）

会議等の種類	日当	
理事会及び評議員会	役員	11,000 円
	評議員	9,000 円
監事監査	監事	11,000 円
上記以外の会議等	役員	5,500 円
	評議員	4,500 円